

令和8年度 学校いじめ防止対策基本方針

1 いじめの防止等のための対策に関する基本方針

学校にある生徒及び全ての者は、絶対にいじめを行ってはならない。

～ 「しない」 「させない」 「見逃さない」 ～

(1) いじめの定義（『いじめ防止対策推進法』第2条）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本理念

いじめはどの学校でも、またどの生徒にも起こりうるものである。いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する。さらに、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を及ぼすおそれがある。加賀中学校では、全ての生徒が「いじめをしないこと」「させないこと」「見逃さないこと」により、自他の生命を尊重することを目指し、いじめ防止のための対策を行う。

(3) いじめ問題への基本的な考え方

加賀中学校は、「地域に支えられる板橋の教育」の中で、保護者、地域の支援を受けながら、生徒一人一人の自己のよさを見いだし、地域の一員として『未来からの要請』に応えられる学校

- ①（教育目標）自ら学び 創造する生徒
- ②（教育目標）豊かな心で 思いやりのある生徒
- ③（教育目標）ねばり強く 健康な生徒
- ④ 「いじめ」の定義を全教職員及び全生徒に周知し、理解させる。
- ⑤ 「いじめ」は絶対許さない。学校から、からかいや悪ふざけ、その他いじめにつながる行為が起きない環境を構築する。

2 学校及び教職員の責務

豊かな人間性を培い、規範意識を高める

- (1) 保護者及び地域、関係諸機関との連携を図る。
- (2) 学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、適切かつ迅速に対処する。

3 いじめ防止等のための組織

いじめの根絶を図り、危機管理体制を整備するとともに、組織的な学校経営により、地域に信頼される学校づくりを推進する。

(1) 学校いじめ対策委員会

①設置の目的

- ア いじめの防止及び早期発見
- イ 保護者及び地域住人、関係諸機関との連携を図り、いじめを起こさせない。

②所掌事項

- ア いじめの定義の周知及び共通認識を図る。
- イ いじめの未然防止及び早期発見と解決を図る。
- ウ いじめの未然防止及び早期発見を図るための教員研修を立案・開催する。
- エ いじめの未然防止及び早期発見を図るための生徒への授業及び講習等を立案し、実施する。

③会議

年度当初及び各学期に委員会を開催する。

④委員構成

校長、副校長、教務主任、生活指導主任、進路指導主任、保健主任、各学年主任、事務主任

(2) 学校サポートチーム

①設置の目的

- ア いじめの未然防止及び早期発見と解決を図るために指導・助言を行う。
- イ いじめが確認された場合に、解決についての具体策を検討する。

②所掌事項

- ア いじめの未然防止及び早期発見と解決を図る。
- イ いじめの未然防止及び早期発見を図るための教員研修についての指導・助言をする。
- ウ いじめの未然防止及び早期発見を図るための生徒への授業及び講習等を立案し、実施する。

③委員構成

校長、副校長、教務主任、生活指導主任、進路指導主任、保健主任、各学年主任、事務主任
近隣小学校長、同窓会会長、PTA会長、地域代表、有職者

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ①全職員に対して、いじめに関する正しい定義、近年のいじめ事情、いじめ問題が生じた場合の対処の仕方などについての研修会を開く。
- ②いじめに関する授業（学活、道徳）を、各学期1回以上行う。

(2) 早期発見のための取組

- ①全生徒を対象にアンケートを実施する。
- ②アンケートの結果を受けて気になる事項に関する聞き取り調査を行う。
- ③カウンセラーによる一学年生徒の全員面接
- ④6月、11月のふれあい月間における定期的な個人面談を実施する。
- ⑤週1回の特別支援委員会で気になる生徒の情報を共有化する。

(3) 早期対応のための取組

- ①学年、生活指導部を中心に把握した情報に基づく対応方針を立てる。
- ②被害生徒の安全確保とケアの具体的方策を立てる。
 - ア カウンセラーとの面接等で心の傷への対応をする。
 - イ 学校生活環境の改善整備をする。
- ③加害生徒に対する指導等の具体的方策を立てる。
 - ア 加害生徒の問題行動改善に向けて、問題点を明確化する。
 - イ カウンセラーとの面接等いじめ問題の背景にある心的問題へのケアをする。

(4) 重大事態への対処（学校いじめ対策委員会が中心となり対処）

- ①被害生徒の保護に関する具体的方策
 - ア 不安や苦痛等の状態、いじめ行為の状況などの被害状況を聞き取る。
 - イ 学年、生活指導部を中心に不安や恐怖を軽減するための具体策を講じる。
 - ウ 教職員全体で情報の共有化を図る。
- ②加害生徒への働きかけの具体的方策
 - ア 加害生徒自身の問題点を明確化する。
 - イ 被害生徒との関係の改善、言動の改善、生活の改善を図る。
 - ウ 家庭面、学校生活面、学習面、対人関係等カウンセラーとの定期的な面接で背景にある心的問題へのケアをする。

5 教職員研修計画

- (1) 一学期…いじめの定義、いじめの諸問題、近年のいじめ対策
- (2) 二学期…道徳の授業の在り方
- (3) 三学期…いじめの対応、未然防止としての学活

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 学校便りや保護者会等で、学校の体制について説明する。
- (2) 被害生徒、加賀生徒の保護者に対する説明、ケアの具体的方策
 - ①担任、学年による説明、改善に向けての協力
 - ②カウンセラーによる教育相談

7 地域及び関係諸機関との連携推進の方策

- (1) 警察、児童相談所等の関係諸機関との日常的な連携の在り方
 - ・問題事例に関するアドバイス
- (2) 心身に危険を及ぼしている可能性がある場合の警察への通告
 - ・通告すべき具体的な事例を事前に確認しておく。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

企画委員会で調査及び検証を行い、学校運営連絡協議会で改善に対する指導・助言を受ける。